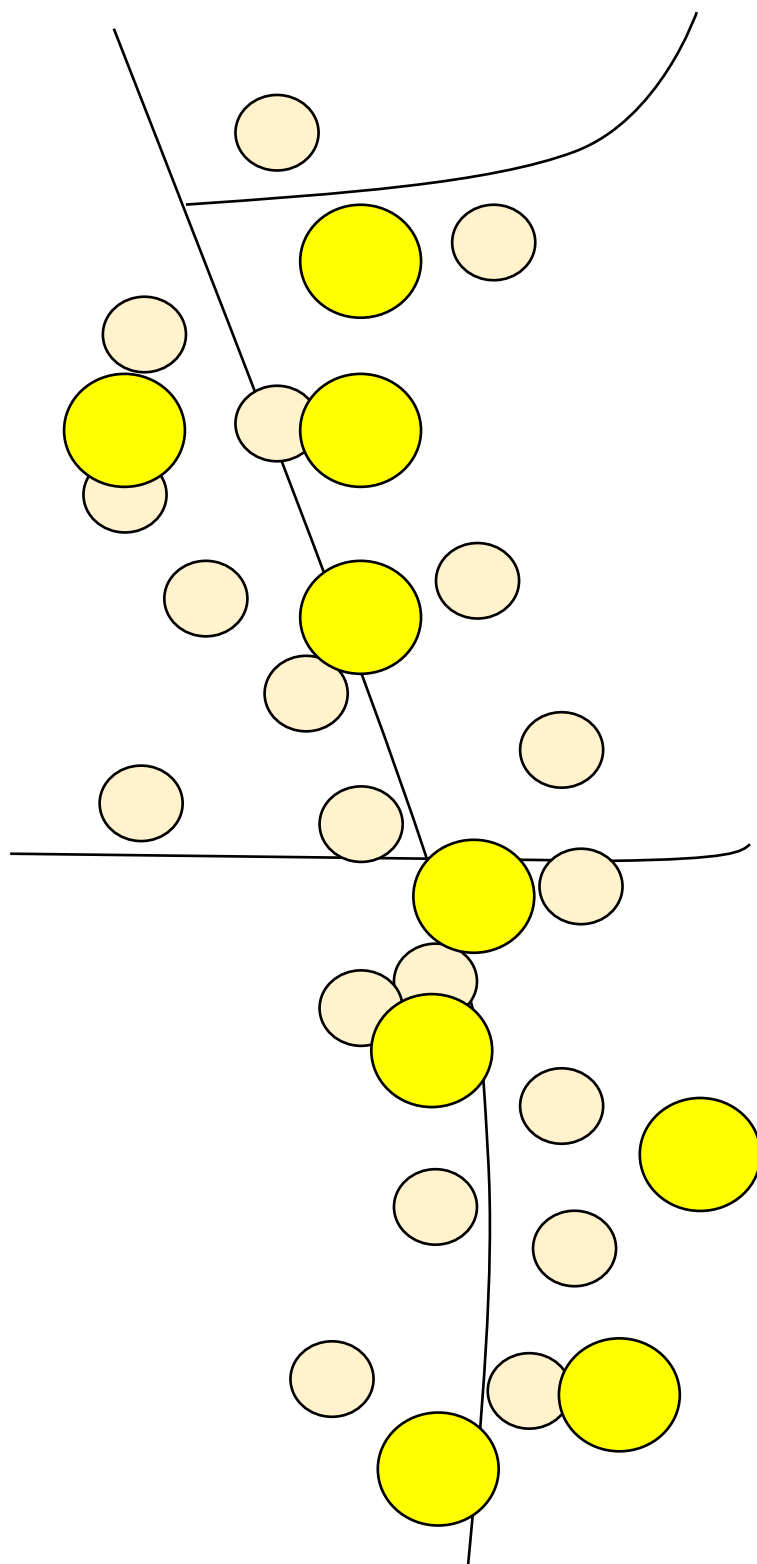




大和市学校教育基本計画

2025～2029年度

大和市教育委員会

表紙の○は、地図上の大和市立小中学校の位置をデザインしたものです

はじめに



小中学校における教育の目的は、子ども一人ひとりの人格の形成と心身の成長です。

また、約10年ごとに改訂される学習指導要領では、社会や産業の構造の変化に対し、将来を見据えどのような力をつけていけばよいかなどが示されています。

現代社会は、人の頭脳、知識の量をはるかに超えるAIによるビックデータ、人の身体能力をはるかに超えるプログラミングされたロボット、世界各国どこへでも情報が伝わる高速インターネット、さらには生成AIの目覚ましい進歩などが見られます。

10年ひと昔とは過去の話であり、今では、社会も加速度的に変化しています。

そのような中、今を生き、将来を担う子どもたちには、何が必要か、何をどのように学ばせ、何ができるようになってほしいか、そのガイドラインが大和市学校教育基本計画です。

現行の学習指導要領に示される ①知識及び技能の習得 ②思考力、判断力、表現力等の育成 ③学習に向かう力、人間性等の涵養を読み解きながら、国が示す「第4期教育振興基本計画」、神奈川県「かながわ教育ビジョン」、また「大和市総合計画」、「大和市教育大綱」などと整合を図りながら検討を重ねてまいりました。

社会の変化や子どもを取り巻く環境の違いがみられたとしても、その大前提にあるのは、子どもたちが、毎日、笑顔で充実した学校生活を送ることです。

そのうえで、3点。

1点目が、『学校は、安全安心のもと、心身の健康を保ち、社会を生きていくために必要な力やプロセスを学びながら、人格の形成を図る場所』という点にフォーカスし、小学校、中学校の枠の中で教育活動を展開してまいります。

2点目が、様々な考え方を総合的に判断し、創造的な力を形にする喜びを通して、互いをリスペクトし、仲間の大切さを実感できる教育を推進してまいります。

3点目が、様々な経験を通して、子ども自らが自分自身を主観的・客観的に見つめ、より良い生活を追及していくことを推進してまいります。

大和市教育委員会では、これからの大和市を担う子どもたちの成長と、小中学校の学びが将来の土台となるよう、大和市学校教育基本計画を策定いたしました。

令和7年3月

大和市教育委員会 教育長

藤井 明

目次（本文中＊がついた語句については、資料編に説明が書かれています。）

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨	・・・	2
2. 計画の位置付け	・・・	3
3. 計画の構成と計画期間	・・・	4
4. 進行管理と評価	・・・	4

第2章 子どもを取り巻く環境

1. 全国的な現状と課題	・・・	6
2. 本市の現状と課題	・・・	8

第3章 基本構想と基本計画

1. 基本理念の継承	・・・	18
2. 背景と目的	・・・	19
3. 基本理念の定義	・・・	19
4. 基本構想	・・・	20

第4章 基本目標と施策の方向

1. 体系	・・・	24
2. 基本目標と施策の方向	・・・	26

資料編

1. 語句説明一覧 . . . 4 0
2. 大和市学校教育基本計画
推進会議設置要領 . . . 4 4
3. 大和市学校教育基本計画
推進会議委員名簿 . . . 4 6
4. 大和市教育目標 . . . 4 7

第1章

計画の概要

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

大和市教育委員会では、教育基本法第17条第2項に基づき、平成18年に「“自ら成長する力”をはぐくむ学校教育」を基本理念とする「第1期大和市学校教育計画 未来へのまなざし」を、その後、平成31年に「未来を切り拓いて生きていく力を育む学校教育」を基本理念とする「第2期大和市学校教育基本計画 未来へのあゆみ」（以下「本市第2期計画」）を策定し教育の振興に努めてまいりました。

本市第2期計画期間、少子高齢化、グローバル化の進展、人生100年時代の到来、超スマート社会*といわれるSociety 5.0の実現に向けた人工知能（AI）やビッグデータ*の活用推進など、私たちを取り巻く社会状況は大きく変化し、また、地震・台風等の自然災害や環境問題、新型コロナウイルス感染症の流行などは社会に大きな影響をもたらしました。

その一方で、子どもを取り巻く教育環境においては、家族形態や地域コミュニティの変化、価値観の多様化を背景としたつながりや支え合いの希薄化も懸念されるようになりました。さらに、新型コロナウイルス感染症拡大防止による子どもたちへの影響は大きく、特に、対面でのコミュニケーションを通じて人間関係を築く力が低下したと言われています。喜びを表して共有し合うことに抵抗を感じ、助けが必要な時に心の声を発せないなど、人と人との心の距離が開き、支えが必要な時も互いの手が届かない状況にいる子どもは少なくありません。加えて、いじめの問題や不登校への対策、特別支援教育*を受ける児童生徒や外国につながる児童生徒への支援体制、貧困による教育格差など、多岐に渡る様々な課題も生じております。学校は、子ども達の学力*を育む場であると同時に、協働的な体験や活動を通じた内面的な成長に大きく寄与し、人と人とのつながりを育む場であることを、今一度考えなくてはなりません。

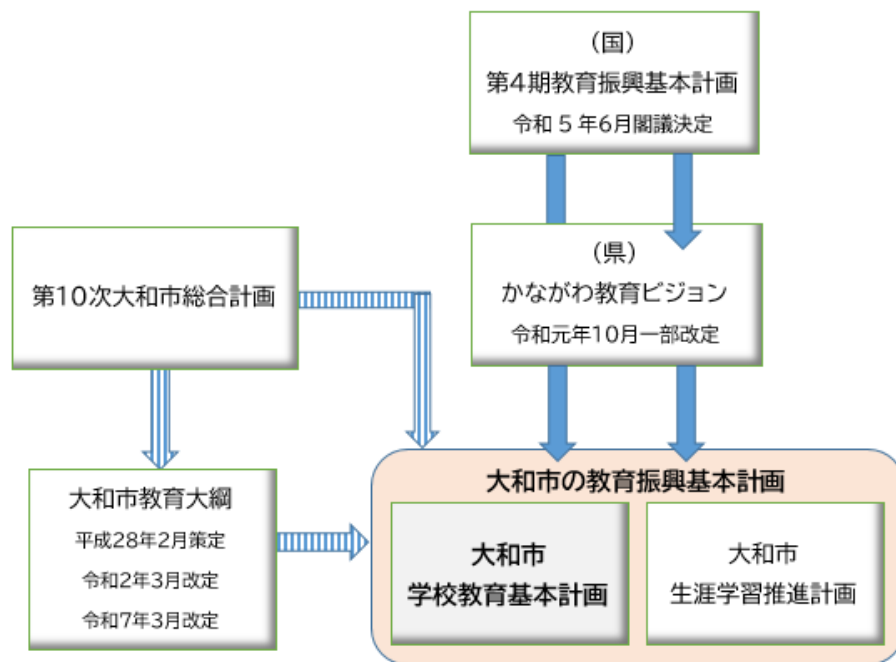
VUCA*の時代と形容されるように、高度に複雑化した予測困難な未来を生きる子どもたちには、変化を前向きに受け止め、社会や人生を、人間ならではの感性を働かせてより豊かなものにしていくこと、そして、一人ひとりが自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、個人と社会のウェルビーイング*を実現し、持続可能な社会を創造することが期待されています。

教育委員会では、このような社会を取り巻く環境変化への対応のほか、現在に至るまでの成果と課題を検証し、令和5年6月16日に閣議決定された第4期教育振興基本計画を参酌しながら、これからの目指すべき教育の姿を協議し、ここに、令和7年度から5年間に取り組む施策を定め、第3期学校教育基本計画を策定します。

2. 計画の位置付け

大和市学校教育基本計画は、「大和市生涯学習推進計画」とともに、教育基本法第17条第2項に基づき市町村が策定するよう努めることとされている「市町村教育振興基本計画」を担うものです。本計画は市政の最上位計画である「大和市総合計画」（第10次大和市総合計画）の個別計画に位置付けられます。

本計画策定にあたっては、国の「第4期教育振興基本計画」、及び神奈川県「かながわ教育ビジョン」を参酌し、「大和市総合計画」、「大和市教育大綱」などと整合を図っております。



【SDGsの観点】

「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、17の目標、169のターゲットからなる「持続可能な開発目標（SDGs）」の考え方を掲げ、「誰一人取り残さない（no one left behind）」社会の実現を目指しています。

本計画では、SDGsの目標のうち、目標4「すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」の達成に寄与することを念頭におきながらSDGsの理念に沿って取り組みを進めていきます。

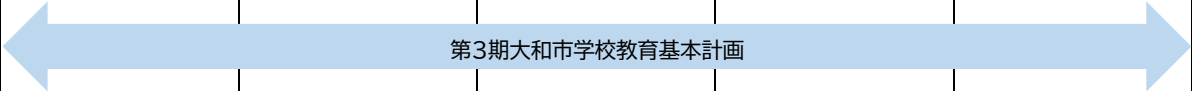
SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



3. 計画の構成と計画期間

第3期大和市学校教育基本計画は、現在そして未来を見据えた視点に立った、学校教育、教育行政の方針および実行計画として策定します。めまぐるしく変化する教育を取り巻く社会状況に柔軟に対応するとともに、国の教育施策の羅針盤となる教育振興基本計画が5年ごとに見直されることに合わせ、従来10年であった計画期間を5年としました。また、本計画は、「基本構想」「基本計画」の2層で構成しています。

なお、社会状況の変化等により、新たに対応すべき教育課題が発生するなど、計画内容の見直しの必要が生じた場合は、計画期間中であっても適宜見直しを行います。

令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度
基本構想 【大和市の学校教育が目指す基本的な考え方(基本理念・基本構想の3つのキーワード)】				
基本計画 【基本構想を具現化するための基本目標と施策の方向】				
				

4. 進捗管理と評価

大和市学校教育基本計画を着実に推進するために、各事業の進捗状況や効果等の進捗管理を行い、その結果を点検・評価し、必要な見直しを行うことで、効果的に事業を進めていきます。そのため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき実施している「教育委員会の権限に属する事務の点検・評価」の中で、本計画取組の達成状況や効果等について、教育委員会による自己点検・評価に加え、有識者で行う協議会の場を設けるなど、多角的・多面的な視点から評価を行うとともに、必要が生じた際は、事業を見直すなど、計画の達成を目指した進捗管理を通じて、基本目標を実現できるよう取組を推進します。また、その結果に関する報告書を作成、教育委員会にて審議し、大和市議会に情報提供するほか、市ホームページへの掲載などにより市民へ広く周知していきます。



- 基本目標ごとに設定する施策の方向に基づき、教育委員会が事業を実施します。
- 成果を図る目安となる指標（以下「成果指標」という）を設け、進捗管理を行います。
- 基本目標ごとに成果指標を設定します。これにより目指すべき状況が明らかになるため、より効果的、より効率的な施策の推進が期待できます。
- 児童や生徒の育ちを、数値化した指標で評価することは適さない面もあることから、定量的な成果指標等だけでなく、定性的な評価も加え、評価を総合的にを行います。

第2章

子どもを取り巻く環境

第2章 子どもを取り巻く環境

近年、教育を取り巻く環境は急激に変化しています。この変化を的確にとらえるとともに、本市第2期計画期間において基本理念の実現に向けて推進してきた施策の取組状況及び成果と課題を検証し、本計画の考え方や具体的な施策を定めます。

1. 全国的な現状と課題

(1) 社会の状況

現代は将来の予測が困難な時代であり、「VUCA*」の時代とも言われています。社会や環境の変化に対応する柔軟性や適応力、既存の方法等に捉われず新たなアイデアを生み出す創造力や問題解決力、多様な人々と協力するコミュニケーション力、デジタルツールを使いこなすスキルなどが重要になります。様々な変化等に対応する強靱さ（レジリエンス）を備えた社会の構築が重要な課題であります。

(2) 人生100年時代の到来

日本の人口は、平成20年の1億3000万人をピークに減少に転じており、令和47年には、約8800万人まで減少すると推測されています。一方、平均寿命は延伸を続け、世界一の長寿社会を迎えようとしています。令和37年に65歳を迎える人（平成2年生まれ）については、男性の約4割以上、女性の約7割が90歳まで長生きし、更に女性については約2割が100歳まで長生きすると見込まれています。人生100年時代を豊かに過ごすためには、主体的に考え行動することが更に重要になります。

(3) 超スマート社会（Society 5.0）の到来

ICT*の急速な発展により、超スマート社会（Society 5.0）が到来しつつあります。人工知能（AI）やIoT*などの先端技術が産業や社会生活に取り入れられ、多様なニーズにきめ細かく対応したモノやサービスの提供により、経済発展や社会課題の解決が期待されています。このような未来社会を豊かに生きるためには、先端技術を使いこなす力を身に付けることが重要となります。一方で、人を思いやる心や、創造性など人間ならではの能力を育むことが今以上に大切になります。

(4) 家庭や地域の変化

少子化、核家族化、情報化、国際化など、経済社会の急激な変化を受けて、人々の価値観や生活様式が多様化しています。他方、社会の傾向としては、人間関係の希薄化、地域社会のコミュニティ意識の衰退などの状況が生じています。個人の利便性や効率性などの利益や、個人生活の充実を大切にする傾向にあり、そのため、互助・共助の意識が希薄になり、人と人との関わりの中で得られる貴重な学びや成長の機会・場が失われています。これらが複合的に絡み合い、子どもの育ちに影響を及ぼしている一面もあると考えられています。

（５）持続可能な社会を目指す SDGs の理念の浸透

情報通信技術の進展や交通手段の発達などにより地球規模の様々な分野で各国が相互に依存している中においては、経済危機、気候変動、感染症などの課題が他国にも連鎖して発生し、深刻な影響を及ぼすようになっていきます。平成27年9月の国連サミットで、持続可能な社会に向けた17の目標から成るSDGsが採択され、様々な場面で持続可能な社会を目指す取組が進められています。教育分野においては「すべての人々に包摂的かつ公正で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」ことが求められています。

（６）学校が抱える課題の複雑化・困難化

学校が抱える課題は、生徒指導上の課題など、より複雑化・困難化し、心理や福祉など高い専門性が求められる事案も増えてきており、教員だけで対応することが質的・量的に難しく、専門性を有する人材等の配置が求められています。また、子どもたちの豊かな学びを継続して支えていくため、学校と地域・保護者が目標やビジョンを共有し、協働していくことが推進されています。

（７）子どもの権利を尊重する社会の醸成

国はこども施策を総合的に推進するため「こども基本法」を策定し、令和5年4月に施行しました。全ての子どもが、大切にされること、教育を受ける権利をはじめとした人権が保障されること、年齢や発達段階の程度に応じて意見が尊重されることなど、全ての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目的としています。

（８）新型コロナウイルスの影響

新型コロナウイルス感染症の拡大は、社会へは勿論、教育現場においても、臨時休業や教育活動の制約を強い、子どもたちの学習や生活、心身に大きな影響を与えました。他方で、学校の役割やこれからの学習の在り方等について見直す契機にもなりました。感染症の拡大や、自然災害等の困難な状況下においても、子どもたちの安全安心を第一義に、健やかな学びを保障できる環境を整えていくことが求められています。

（９）教職員の働き方改革*

学校を取り巻く環境が多様化・複雑化するなか、学校に求められる役割が拡大しており、職員の長時間勤務等の改善が課題となっています。また、教員不足も憂慮されています。特に中学校の部活動については長時間勤務等、多大な負担が指摘されており、段階的な地域移行の方向性が国から示されています。今後、学校教育の改善・充実を進めるにあたり、その基盤としてすべての教職員が心身ともに健康でやりがいを持って教育活動を遂行できるよう、教職員の働き方を改善することが求められています。

2. 本市の現状と課題

児童生徒は、様々な教育活動を通じ、楽しさを実感します。令和5年度全国学力・学習状況調査*において「学校に行くのは楽しい」と回答した児童生徒の割合は、84.5%である一方で、15.5%の児童生徒が学校を楽しい場と感じていないのが現状です。児童生徒が楽しく学校に通うために、様々な教育活動の工夫が必要です。

(1) いじめへの対応について

- いじめは、人権を著しく侵害するものであり、いじめを受けた子どもは尊厳を損ない、将来に渡り深い心の傷を負うこともあります。いじめは絶対に許されるものではないという基本姿勢のもと、各学校が「いじめ防止基本方針」を作成し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に努めています。その結果、本市のいじめの認知件数は、令和4年度969件、令和5年度で858件と減少傾向にあります。しかしながら、潜在化するいじめも存在しており、積極的な認知に努める必要があります。
- いじめに対する児童生徒の意識については、令和5年度全国学力・学習状況調査*において「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」と回答した児童生徒の割合は95.9%となっており、いじめはいけないことだという意識を育む継続的な指導が必要です。
さらに、同調査において「困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できる」と回答した児童生徒は68.0%で、いじめの早期発見・早期対応の観点から、相談しやすい環境づくりを始めとしたさらなる児童生徒支援体制を整備することが必要です。
- 複雑化、深刻化するいじめ事案に迅速かつ適切に対応するため、各校の「いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ対策委員会を設置するなど、各学校における組織体制づくりの推進や関係機関との連携など、いじめへの対応を強化していく必要があります。

(2) 不登校などの状況について

- 全国の令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査では、不登校児童生徒が約34万人、不登校児童生徒の出現率は3.72%にのぼり、過去最多となりました。本市においては増加傾向にあり、令和5年度の不登校児童生徒の出現率は3.45%です。
- 本市では、多様な学びの場の一つとして、教育支援教室（まほろば教室、ひだまりの教

室)を設置しています。さらに、様々な理由で登校していない子どもたちが、自らが描く夢に向かって、自分らしく輝いてほしいという願いのもと、一人ひとりの個性や状況を大切にできる支援の場が必要であると考え、学びの多様化学校*「引地台中学校分教室」(いわゆる不登校特例校)を令和4年度に開室し、一人ひとりの状況にあった柔軟で適切な学習機会の場を設けています。令和5年度は21名が在籍し、分教室への通室や、オンラインでの出席など、それぞれが自分の状況に応じた登校スタイルを確立し、参加しています。児童生徒の不登校の要因は多様化、複雑化しており、引き続き学びの多様化学校*での実践を活かし、学校への登校再開をはじめ、より良い支援の在り方を検討していく必要があります。

- 学びの多様化学校*での実践を踏まえ、教育支援教室についても、学習支援だけではなく、不登校の子どもたちが安心して過ごせる居場所としての役割も果たせるよう、その在り方の見直しを図っています。今後、小学生においても不登校児童の増加が見込まれ、教育支援教室でも、同様の対応が求められます。子どもたち一人ひとりの状況に寄り添った支援ができるように、指導員の増員も含めた体制の見直しが必要です。
- 小学校1・2学年児童の長期欠席(連続3日、断続5日以上)の欠席/月の増加傾向がみられます。令和5年度では、新年度開始間もない6月に長期欠席者が増加し、年間を通して、他学年より長期欠席者数が多い状況が見受けられます。
- 今後、この小学校児童の長期欠席が続き、不登校(何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの)となる可能性が懸念されます。令和6年度の状況を踏まえ、長期欠席の状況を分析及び推移を注視していく必要があります。

(3) 支援の必要な児童生徒への適切な教育について

- 障がいのある子どもや外国につながる子どもなど、支援を必要とする子どもたちがその可能性を最大限に伸ばすとともに、自立と社会参加に必要な力を培うための適切な指導・必要な支援が行われるよう、これまでも特別支援教育*や国際教育を推進してきました。
- 特別支援教育*においては、本市では、平成31年4月に設立した特別支援教育センターを拠点として、保護者や学校からの相談に応じたり、学校への支援を行ったりするなど、特別支援教育*に係る総合的な対応をしています。また、専門家の意見や助言を随時

受けることのできる機動的な体制とするため、令和5年度より「大和市教育支援委員会」を設置しています。

- 近年、特別支援教育*に関する理解や認識の高まり、就学先決定の仕組みに関する制度の改正等により、支援を必要とする児童生徒は増加傾向にあります。また、一人ひとりの特性や障がいの状態に応じて求められる支援の幅も広がりつつあります。
- 支援の必要な児童生徒一人ひとりのニーズに応じて、適切な指導や必要な支援が行われるよう、特別支援教育ヘルパー等の配置、通常の学級・特別支援学級*等の多様な学びの場の充実、通級指導教室との連携といった、各学校における校内支援体制の強化が課題となっています。
- 国際教育においては、本市では、外国につながるのある児童生徒が多く在籍しており、令和5年度の外国人児童生徒数は、小学校312名、中学校128名で、そのうち、日本語指導が必要な児童生徒数は、小学校226名、中学校65名おり、年々増加傾向にあります。やまとプレクラス*での日本語指導によって専門的な指導を行っている一方で、各学校における校内支援の充実や指導の情報共有が必要です。

（４）社会に開かれた学校教育の推進について

- 児童生徒は身近な地域を通じて社会の仕組みを学び、地域での活動等を通じて様々な人々や物事との関わりを持つ体験をしています。また、保護者や地域の方による学校での授業支援や、地域を学習の場とする取り組みも行っています。今後も、地域で学び、身につけた力を将来にわたって地域や社会のために生かしていこうとする意識の向上が必要です。
- 令和5年度全国学力・学習状況調査*では、「今住んでいる地域の行事に参加している」と回答した児童生徒の割合は40.9%、「地域や社会をよくするために何かしてみたい」と回答した割合は65.4%と低い傾向となっています。今後、学校の教育活動において地域とのつながりをもち、関わりながら、子どもたちの学びを深め、広げる必要があります。
- 児童生徒の将来を見据えたキャリア教育*において、令和5年度全国学力・学習状況調査*では「将来の夢や目標を持っている」と回答した小学生は80.1%である一方で、中学生では63.3%となっています。今後も発達段階に応じたキャリア教育*を充実させていくとともに、小中で連携し9年間を見据えて取り組む必要があります。

(5) 学習の状況について

- 学習指導要領が掲げる資質・能力に関する三つの柱を育成するため、各学校では、校内研究等を通じ、主体的・対話的で深い学びの視点から授業改善に取り組んできました。その結果、令和5年度全国学力・学習状況調査*では「学級の友達（生徒）との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができている」と回答した児童生徒の割合は、小学校81.8%、中学校80.3%となっています。今後も主体的・対話的で深い学びを追求していくため、授業改善への取り組みを継続していく必要があります。
- 本市の令和5年度全国学力・学習状況調査*の平均正答率は全国平均と同程度（±5%以内）となっています。その中で、自らの考えを表現したり、その理由を言葉や、グラフ等を用いて表現したりする問題の正答率に課題が見られました。
- 学力*の下支えとなっている読書活動については、令和5年度本市読書調査で「読書が好き」と答えた児童生徒の割合は、79.2%となっています。児童生徒の読書意欲を維持するため、計画的に読書活動を行っていく必要があります。
- 体験学習については、毎年、野外教育活動（キャンプ）、福祉体験活動、芸術鑑賞会を実施するなど、様々な体験学習の機会を設けています。引き続き児童生徒が心身共に健康で豊かな人間性を育めるように、自然に触れたり、優れた芸術に触れたりする機会を提供し、体験学習の充実を図る必要があります。

(6) 教職員の調査研究・研修事業について

- これまで本市では、継続した様々な取り組みにより授業改善を図り、一定の成果を挙げてきました。しかしながら、「(5) 学習の状況について」で述べたとおり、自らの考えを表現したり、その理由を言葉やグラフ等を用いて表現したりすることに課題があります。今後もさらなる授業改善のため、授業に直ぐに生かせるように、引き続き実際の授業を活用した研修講座等、実践的な調査研究・研修事業を立案・企画する必要があります。
- 現在、学校教育における課題は多岐に渡っています。令和6年度文部科学省『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について」では、課題の例として、不登校、いじめ、特別支援教育*等が挙げられており、本市でも同様の課題を抱えていることは既述したとおりです。教職員は、喫緊の課題に即応した調査研究・研修事業を通じて、課題の背景に対する理解を深めるとともに、必要な知識を身に付け、専門性を高める必要があります。

(7) 教育の情報化について

- GIGAスクール構想*のもと、1人1台端末と高速大容量ネットワークが整備され、今や端末は鉛筆やノートと並ぶ学習に欠かせない文房具となっています。令和5年度本市理解度調査によると、小学校では89%、中学校では82%の児童生徒が、「ノートや教科書、本などと同じようにPCを活用している」と回答しています。子どもたちの情報活用能力*は全ての学習の基盤となるものであり、より一層育成していく必要があります。
- 一人ひとりのニーズや学習状況に応じた個別学習、学習データの共有、調べ学習など、情報の収集や整理、思考の可視化、学習過程の記録、双方向の情報共有等での活用が進んでいます。学習時間や空間を超えて活用できる等の特性を踏まえ、ICT*を利活用し、個別最適な学び*と協働的な学び*の一体的な充実による授業改善が求められている今、本市調査では、約9割の教職員が、「これまでの授業実践に端末等が加わることによって、授業づくりに対する意識や考え方が変わった」と回答しています。これまでの教育実践とICT*とのベストミックスを図り、授業の質的転換に向けた研究をより一層推進する必要があります。
- 本市は、大型提示装置の整備やオンライン学習教材の導入の実現など、ハード面からもソフト面からもいち早く教育ICT環境の整備に努めてきました。今後も、文部科学省が推進する1人1台端末の維持・更新はもとより、児童生徒の時代に即した学びを保障するため、教育ICT環境の整備を推進する必要があります。
- 文部科学省の「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」の結果では、教員のICT活用指導力は年々向上している一方、活用に自信のない教職員が一定数存在していることが報告されています。令和5年度実施の本市調査によると、今後の教育の情報化に不安を抱いている教職員が約6割おり、その内容は、教科指導等におけるICT*の活用、情報セキュリティ*（情報漏えいや法令順守等）、情報モラル*を含む情報活用能力*の育成等、多岐に渡っています。今後は、日々進歩、変化するICT環境に対応するため、授業での効果的な利活用や情報活用能力育成について、教員同士が協力し、実践をととして研究を進めるとともに、専門的知識や技術を有したICT支援員の継続した配置等によるICT支援体制を維持する必要があります。

(8) 健康教育・食育の推進について

- 令和5年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査*において「運動やスポーツは大切なものである」と回答した児童生徒の割合は、91.7%となっています。今後も、運動することは、健康のために大切であることを実感できるような健康教育を進めていく必要があります。
- 令和5年度全国学力・学習状況調査*において「自分には、よいところがあると思いますか」との自己肯定感を測る質問に対し肯定的に回答している児童生徒の割合は80.9%、「普段の生活の中で、幸せな気持ちになることはどれくらいありますか」との質問に対し肯定的に回答している児童生徒の割合は88.6%となっている一方で、1割程度の児童生徒は否定的な回答をしています。そのため、引き続き、児童生徒が自分自身を肯定的に見つめられるような心の健康教育を進めていく必要があります。
- 令和5年度大和市学習理解度調査において「健康でいるために、食事をしっかりと取ることは大切だと思う」と答えた児童生徒の割合は、小中学校ともに99.0%と非常に高くなっています。児童生徒の食事に対する意識を大切にしつつ、望ましい生活習慣や食習慣を身につけさせるため、これからも栄養教諭を中核として食育の推進を図る必要があります。

(9) 地場産物の活用推進

- 県内及び市内で作られた地場産物を学校給食で活用して、食に関する指導の教材として用いることにより、児童生徒が自分自身で食べている物がどのように作られているか等を知り、より身近に食材を感じ感謝の気持ちを抱くことができるようになります。
また、農産物を生産地から遠く離れた消費地まで輸送することは、それだけ多くのエネルギーや経費を消費することにもなるため、地産地消には環境への負荷を低減する効果もあり、SDGsの観点からも有効です。
一方で、輸送価格は低くなるものの、本市のような都市型農業地域においては収穫量が不安定であるため、価格が高いことや使用量・使用品目を確保することが課題となっています。

(10) 学校環境の安全について

➤ 施設の老朽化

本市の小中学校施設は経年による老朽化が進んでおり、外壁の落下や構造体の強度低下等の安全面の不具合や、空調や電気など各種設備の劣化による機能面の不具合が生じるリスクがあります。老朽化対策については、個別の事象に対する事後保全に終始することなく、抜本的にリスクを防止する対策が必要です。

また、台風や豪雨等の自然災害等から児童生徒等の生命を守るための防災機能の強化や、多様な教育環境に対応できる教室環境の整備、バリアフリー化等の社会的要請への対応も、安全安心な教育環境を確保する上での重要な課題です。

➤ 学校給食施設の老朽化について

本市の学校給食施設も経年による老朽化が進んでおり、壁の亀裂や床の破損をはじめとする施設及び設備の維持管理が難しくなっています。

今後も児童生徒に安全安心な給食を継続して提供していくために、学校給食衛生管理基準に基づいた給食施設の計画的な整備が課題です。

また、北部・中部・南部の学校給食共同調理場3場については、空調が未設置となっていますが、施設の構造上、設置が難しいことから、調理従事者の熱中症対策として空調設備に代わる代替対策の検討が大きな課題となっています。

➤ 通学路の安全

本市では、通学路の安全点検について、道路管理者や交通管理者など関係機関との連携体制を高め、通学路の安全確保を円滑に進めるため、「大和市通学路交通安全プログラム」を策定しています。このプログラムに基づき、小学校やPTA等が中心となって通学路交通安全点検を実施し、小学校を通じて提出された改善要望書等は、教育委員会で内容等を取りまとめ、施設を所管している道路管理者や交通管理者等へ提出しています。

また、通学路交通安全推進会議により、国が策定した通学路における合同点検等実施要領に沿って合同点検を行っています。それらの対応については各学校へ回答し、市のホームページにて公表しています。

改善要望は、内容により関係機関に依頼するものもあり、実施に時間を要することもあります。児童生徒が安全に登下校できるよう、引き続き関係機関と連携し、地域の皆様にも協力をお願いしながら、通学路の安全対策に努めていきます。

(11) 教職員の働き方改革*について

- 学校を取り巻く環境が多様化・複雑化するなか、教職員に求められる役割が拡大し、長時間勤務等が課題となっており、教職員不足も年々深刻化しています。それらの対策は最優先事項であり、喫緊の課題になっています。国の教育振興基本計画に学校における働き方改革*が明記されているほか、神奈川県教育委員会は、本市を含む県内の公立学校の若手教職員がプロジェクトチームで問題点の整理や対策について議論を重ね、令和6年3月末に「教員の働き方改革*に関する提言書」をとりまとめました。今後も県と足並みをそろえ、教職員の働き方改革*につながる取り組みを進めていく必要があります。

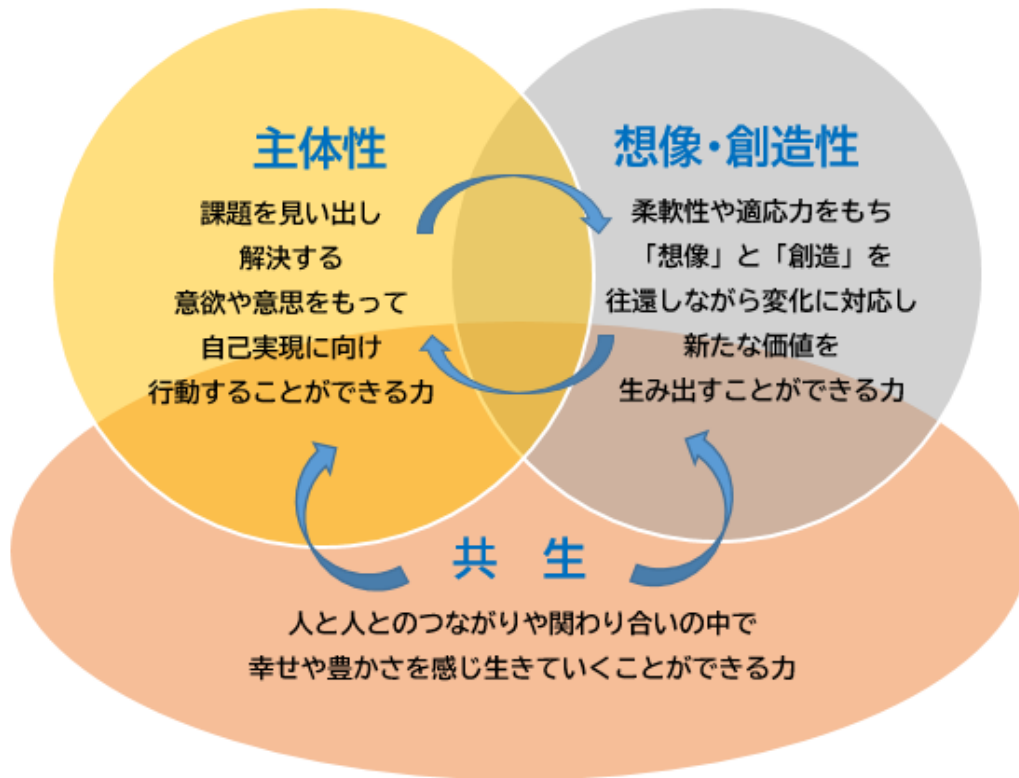
第3章

基本構想と基本計画

第3章 基本構想と基本計画

基本理念

未来を切り拓いて生きていく力を育む学校教育



1. 基本理念の継承

教育基本法では、教育の目的を「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」と定めており、本市第2期計画の基本理念「未来を切り拓いて生きていく力を育む学校教育」は、この普遍的な教育の目的を資するものであります。これは、時代が移り変わっても教育の根本において重要かつ普遍的な理念であり、我が国の教育が目指す、未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図ることに通じるものであります。

「未来を切り拓いて生きていく力」を育むことは、社会がいかに変化しようとも、学校教育の根幹をなすものです。これを不易のものとして継承し、第3期大和市学校教育基本計画においても、「未来を切り拓いて生きていく力を育む学校教育」を基本理念に掲げます。

2. 背景と目的

第2期計画策定からこれまで、「未来を切り拓いて生きていく力を育む学校教育」を基本理念に本市教育を推進してきました。この期間には、新型コロナウイルス感染症拡大防止による行動制限が与えた教育への影響、超スマート社会*の到来などにより、学ぶことや居場所としての学校の存在意義などにも多様な価値観がもたれるようになりました。また、いじめや不登校児童生徒数は増加傾向にあり、憂慮すべき状況が続いています。人づくりの礎である教育の中心に据えられる学校や、子どもを取り巻く環境を、すべての子どもの身体的・精神的な健康を支える安心できる居場所にする必要を改めて感じます。

また、国の第4期教育振興基本計画では、「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイング*の向上」を2つの大きなコンセプトとして掲げています。将来の予測困難な時代においては、目の前の様々な課題に主体的に向き合い、多様な他者との協働により新たな価値を見出し変化を乗り越えていくことが求められておりますが、『人と人とのつながり』の中でこそ、自分は認められ必要とされていると感じる自己有用感や、自己の可能性を認識する自己肯定感を高めることができ、個人の力が伸長されるとともに、持続可能な社会の創造につながるものと考えます。さらに、本市の子どもや子どもを取り巻く学校を中心とした環境において、人と人との心の距離が離れている状況や、また個人と社会のウェルビーイング*の実現を目標とする国の考え方から、『人と人とのつながり』の中で「幸せ」や「豊かさ」を追求し学んでいく経験が重要であると考えます。

これらを踏まえ本市では、『人と人とのつながり』を枢要として捉え、「共生」を教育の基盤として位置づけ、その上に、予測できない未来に向けて自らが社会を創り出していくために必要な「主体性」「想像・創造性」を育むことで、基本理念の実現を目指します。

様々な背景や個性を尊重し、他者との違いに意味や価値を重ね、子どもたちが相互に、時には支え、時には支えられ、そうしたことが当たり前の、それぞれの歩幅は違えど、誰一人取り残されることなく、誰しもが成長することができる学校運営や学級運営、さらには多様な学習の場を展開し、子ども達をつなぐ「互いを思いやり、手を差し伸べ、共に支え合う」多様性と包摂性に基づく学校を中心とした環境を醸成していきます。

教育は、「今」を積み重ねた先にある「未来」を創造する営みです。子どもたちの「今」を起点に、「未来」の子どもたちの姿をイメージし、本市学校教育を振興してまいります。

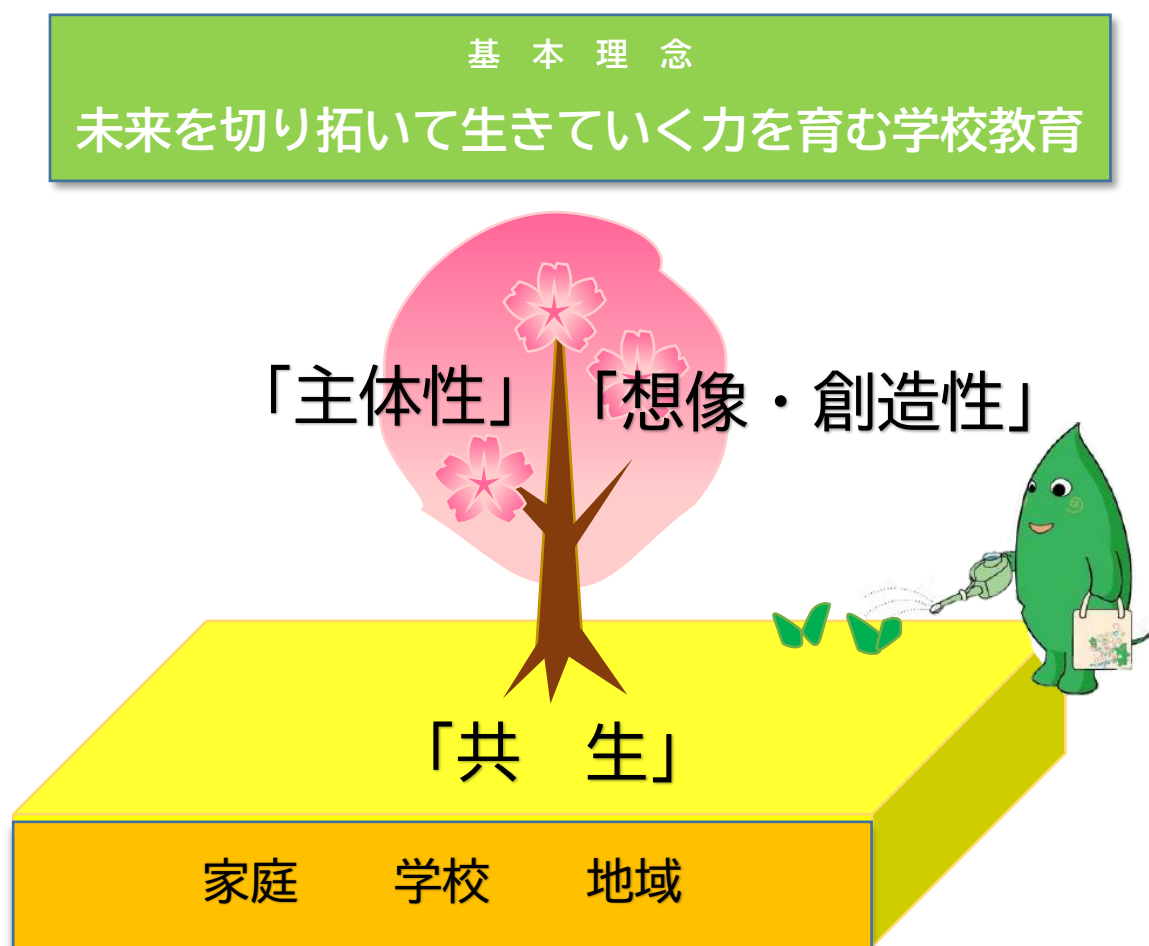
3. 基本理念の定義

本計画では、第2期計画の基本理念の定義に、人と人がつながり関わり合う「共生」を基盤として子どもたちを育みたい、との考えを加え、次のように改めて定義します。

子どもが、将来の予測が困難な社会においても、人と人がつながり、関わり合うことを大切にした「共生」の関係の中で、確かな学力*を身に付け、豊かな感性をもち、健康な心身で、未来を切り拓いていく力を育む学校教育の実現を目指す。

4. 基本構想

全教育活動をとおり、「共生」を基盤として、人と人とがつながり関わり合う相互関係の中で、一人ひとりの「主体性」や「想像・創造性」をより一層伸長させ、基本理念の実現を目指します。「共生」「主体性」「想像・創造性」は、本計画のキーワードであり、関連したこれら3つは、基本理念の実現に向けた、全ての基本目標及び施策を支えるものです。



多様な子どもたちの誰もが、安心して、自分らしく、伸び伸びと学び、自己肯定感や自信を高めるためには、唯一無二のかけがえのない存在として、愛され、認められているという「包みこまれている安心感」を持てる環境が必要です。そして、人の役に立った、人から感謝されたなど認められることは、自分と他者（集団や社会）との関係を自他共に肯定的に受け入れることで生まれる自己有用感も高めます。

友だちや教師とともに学ぶ学校はもちろん、家庭や地域も含めた子どもたちに関わる全ての人が、全ての子どもを愛情と信頼で包み込むこと、このことが、子どもたち一人ひとりの成長を包摂的に育む、大和市の教育環境の土壌であります。

共生

人と人のつながりや関わり合いの中で幸せや豊かさを感じ生きていくことができる力

子どもたちが、多様性を尊重し、互いを価値ある存在として認め、手を差し延べ合い、違いや異なる考え方を組み合わせ、共に支え合おうとする共生を基盤としたつながる力を育みます。子どもたちが、共に生き、高め合う価値を実感する中で、安心して自分らしく伸び伸びと学び、自己有用感や自己肯定感を高めながら成長できる多様性と包摂性に基づく学校文化を醸成します。

主体性

課題を見出し解決する意欲や意思をもって自己実現に向け行動することができる力

子どもたちが、人や社会に興味や関心を持ち、意義や目的を見出し、粘り強く自己実現を図ろうと取り組もうとする力を育みます。

想像・創造性

柔軟性や適応力をもち「想像」と「創造」を往還しながら変化に対応し新たな価値を生み出すことができる力

子どもたちが、変化に対応する柔軟性や適応力をもち答えのない課題に向き合い、広く「想像」し、様々な人と互いを思いやる気持ちを大切にしたい協働のもと、新たな価値を「創造」しようとする力を育みます。

大和市が考える「共生」

学校は、社会への準備段階であると同時に、学校そのものが、子どもたちや教職員、保護者、地域の人々などから構成される一つの社会です。多様な他者に出会い、共感や軋轢の中で自己を知り高めるとともに、他者とどのように共存するかという、社会を形成していく上で不可欠な人間同士のリアルな関係づくりを子どもたち相互の関係で学ぶ貴重な場でもあります。全ての子どもが、互いに人格や個性、失敗や弱みも含めて尊重し、多様性と差異を繋げながら支え合うことが大切です。支える人と支えを受ける人といった固定的な関係ではなく、共に変化し変容する関係の中で、授業ではもちろん、学校生活の様々な場面でこの学びが行われることが重要です。

この貴重な学びを成すには、「学級づくりが大切である」と考えます。学級で過ごす授業を中心とした日常の中で、「人と人がふれ合うことの意味」「友だちと共に学び、共に取り組むことの意味」…。こうしたことを教師と子どもが共に認識し合うとき、子どもたちは人と人のつながりの中で成長することに、夢をもてるようになるのではないのでしょうか。「ひとり」は自由なようでいて、子どもたちにとっては決してそれぞれの成長を促すものではありません。教師はこのことを教育実践の核に据え、子どもたちに向き合っていきます。

第4章

基本目標と施策の方向

第4章 基本目標と施策の方向

1. 体系

本計画では基本理念を実現するため、3つの基本目標と13の施策の方向を定めました。

▼基本目標	▼施策の方向	▼指標
1 多様性を尊重し、 人や社会とつながる力を 育みます	1-1 互いを尊重し、認め合う 学校づくりの推進	○「いじめは、どんな理由があっても いけないことだと思う」と答えた児 童生徒の割合
		○「困りごとや不安がある時に、先生 や学校にいる大人にいつでも相談で きる」と答えた児童生徒の割合
		○「学校に行くのは楽しい」と答えた 児童生徒の割合
	1-2 一人ひとりに応じた不登 校対策の充実	○学校内外の機関等で専門的な相談・ 指導等を受けた不登校児童生徒の割 合
	1-3 支援の必要な児童生徒へ の適切な教育の推進	○大和市特別支援教育センターで扱っ た、特別支援や発達に関する保護者 や学校からののべ相談件数
2 新しい時代に求められる 資質・能力を育みます	1-4 地域と協働した学校教育 の推進	○「地域や社会をよくするために何か してみたいと思う」と答えた児童生 徒の割合
	2-1 学習過程を改善し質の高 い学びを実現する取り組 みの推進	○「学級の友達との間で話し合う活動 を通じて、自分の考えを深めたり、 新たな考え方に気付いたりすること ができています」と答えた児童生徒の 割合
	2-2 想像力を育む読書活動の 推進	○「読書が好き」と答えた児童生徒の 割合
	2-3 豊かな人間性を育む体験 学習の充実	○各学校の体験学習の回数
	2-4 本市の教育課題に対応し た研究・研修の実施	○今日的な課題に対応した研修講座に 参加した教職員の延べ人数
	2-5 教育 I C T 環境の整備及 び利活用の推進	○「ノートや教科書、本などと同じよ うに P C を活用している」と答えた 児童生徒の割合
		○常時端末活用ができるための故障機 整備率

3 安全安心な環境を整え、 健康な心身を育みます	3-1 健康な心身を育成する健康教育の推進	○「自分には、よいところがあると思う」と答えた児童生徒の割合
		○「運動やスポーツは、大切なものである」と答えた児童生徒の割合
	3-2 健康な心身を育成する食育の推進	○「健康でいるために、食事をしっかりと取ることは、大切だと思う」と答えた児童生徒の割合
		○小中学校給食で使用している県内産（市内産含む）の食材の割合
	3-3 安全安心で、落ち着いて学べる環境づくりの推進	○老朽化対策実施件数
		○大和市交通安全プログラムに基づく合同点検の実施件数
	3-4 教職員が働きやすい環境づくりの推進	—

2. 基本目標と施策の方向

基本目標1 多様性を尊重し、人や社会とつながる力を育みます

一人ひとりの多様性を認め、尊重する意識を育てます。

他者や社会と関わることができる力を育てます。

【施策の方向1-1】 互いを尊重し、認め合う学校づくりの推進

主な取り組み

- ・ いじめのない学校生活への支援

児童指導において、いじめ等の多様化する対応の充実を図るため、全小学校に児童支援中核教諭を配置し、子どもたちが安心して学校生活が送れるよう取り組みます。

市内全小学校5・6年生及び全中学生を対象にした匿名報告・相談アプリ「STAND BY」を導入しています。

- ・ 青少年等の相談と、教職員に向けた学校相談体制の支援

青少年（就学から30歳まで）やその保護者・教職員の相談を受け、いじめを含め学校生活全般について適切な支援を行います。

【指標】

「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」と答えた児童生徒の割合

令和6年度	令和11年度
(現状)	(目標値)
96.1%	100%

(指標設定の理由)

「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を児童生徒一人ひとりに徹底させる必要があるため、児童生徒の意識調査を指標として設定します。

(目標値設定の理由)

全ての児童生徒が「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を持つことが必要であるため、100%を目標値として設定します。

「困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できる」と答えた児童生徒の割合

令和6年度	令和11年度
(現状)	(目標値)
69.4%	84.7%

(指標設定の理由)

児童生徒が困ったときに相談しやすい環境や信頼関係を整える必要があるため、児童生徒の意識調査を指標として設定します。

(目標値設定の理由)

現状値を基に、相談できていない児童生徒の半減を目標値として設定します。

「学校に行くのは楽しい」と答えた児童生徒の割合

令和6年度	令和11年度
(現状) 87.0%	(目標値) 100%

(指標設定の理由)

児童生徒が「学校に行くのは楽しい」という意識を持てる学校にしていく必要があるため、児童生徒の意識調査を指標として設定します。

(目標値設定の理由)

全ての児童生徒が「学校に行くのは楽しい」と感じてほしいため、100%を目標値として設定します。

【施策の方向1-2】 一人ひとりに応じた不登校対策の充実

主な取り組み

・不登校の未然防止対策

「よりよい学校生活のためのアンケート」を実施し、学級や個人の状態を客観的に把握し、よりよい集団づくりや不登校・いじめの防止に役立てる学級づくりに取り組みます。

・不登校の児童生徒と保護者に向けての支援

不登校児童生徒が学校以外で活動する場として教育支援教室（まほろば教室、ひだまりの教室）を、長期不登校生徒の社会的自立を目指す学びの多様化学校*（引地台中学校分教室）をそれぞれ運営するとともに、各学校での不登校に対する取組みが活性化されるよう積極的な働きかけをします。

中学校には不登校生徒支援員を、小学校には不登校児童支援員を配置し、不登校や登校を渋りがちな児童生徒が、学校生活を安心して過ごせるように学習支援や教育相談・家庭訪問を行います。

不登校や登校を渋りがちな児童生徒の保護者に向けて、その悩みを理解し支援するために特別相談員を交えた保護者会を開催します。

【指標】

学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けた不登校児童生徒の割合

令和5年度※	令和11年度
(現状) 小 70.9%	(目標値) 82.9%
(現状) 中 57.6%	(目標値) 72.6%

(指標設定の理由) 誰一人取りこぼすことのない教育の取り組みを示す指標として設定します。

(目標値設定の理由) 令和5年度末の現状値を踏まえ、毎年2ポイント、2.5ポイント程度改善させることをそれぞれ目指し、目標値を設定します。

※当該調査の結果は令和7年度に出るため、令和5年度を参考数値としています。

【施策の方向1－3】 支援の必要な児童生徒への適切な教育の推進

主な取り組み

- ・特別支援教育*の推進

特別な教育的支援を要する児童生徒に対し、教育的ニーズに応じたきめ細かな支援を行うことにより、特別支援教育*の充実を図ります。

- ・日本語教育支援の推進

日本語指導が必要な児童生徒に対し、初期日本語指導及び適応指導を実施するなど、日本語での学習内容等を理解できるように支援します。

- ・大和市特別支援教育センター相談業務の充実

特別な教育的支援を要する児童生徒が、適切な就学ができるようにします。

- ・大和市特別支援教育巡回相談チームの派遣の充実

学校からの要請に基づき、児童生徒の支援方法や校内支援体制についての相談を行います。

- ・通級指導教室*（はぐくみの教室・ことばの教室）の運営

通常の学級に在籍で、特別な教育的支援を要する児童生徒に対し、学校と連携しながら、指導・支援を行います。

【指標】

大和市特別支援教育センターで扱った、特別支援や発達に関する保護者や学校からののべ相談件数

令和5年度※	令和11年度
(現状) 436件	(目標値) 496件

（指標設定の理由）

保護者と学校の教員が専門家と相談することは、特別な教育的支援の必要な児童生徒への適切な教育の推進につながります。一人ひとりの子どもに適した教育が行われていることを示す指標として設定します。

（目標値設定の理由）

特別支援や発達に関する保護者や学校からの相談の充実を図るため、毎年前年度10件増を目標値とします。

※当該調査の結果は令和7年度に出るため、令和5年度を参考数値としています。

（参考値 令和5年度センターで扱った相談319件＋巡回相談117件＝436件）

【施策の方向1－4】 地域と協働した学校教育の推進

主な取り組み

- ・ 社会に開かれた教育活動

学校・家庭・地域と一体となって開かれた学校運営を進めることにより、共通したビジョンを持ち、学校教育の充実を図ります。

- ・ 地域と連携した教育活動

地域の方々が持っている専門的な知識・技能及び経験を学校教育に取り入れることを推進します。

- ・ 教育活動の紹介

特色ある教育活動を大和市ホームページ等で公開し、市民に周知することにより、学校教育への理解を図ります。

- ・ 大和市の教育に関する統計等の資料の発行

前年度の活動成果や指針を集約した統計及び研究検討の資料として、「大和の教育」を発行します。また、発行した内容については、大和市ホームページへ掲載します。

- ・ 教育功労者の表彰

学校教育や社会教育の分野において、長年にわたり活動いただいた功労や、他の模範となった功績をたたえ、表彰します。

【指標】

「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う」と答えた児童生徒の割合

令和6年度	令和11年度
(現状)	(目標値)
78.0%	80.0%

(指標設定の理由)

地域や社会との活動を通じて、地域や社会への関わろうとする意識を持つ必要があるため、児童生徒の意識調査を指標として設定します。

(目標値設定の理由)

全国平均値からみた大和市の現状値を基に、80%を目標値と設定します。

基本目標2 新しい時代に求められる資質・能力を育みます

新しい時代に求められる児童生徒の資質・能力である、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」を育てます。

【施策の方向2－1】 学習過程を改善し質の高い学びを実現する取り組みの推進

主な取り組み

・教材教具の充実

新しい時代に求められる児童生徒の資質・能力を育むための教材教具を見定め、学習効果を高めることを意図した教材教具の充実を図ります。

・学校訪問による指導力向上の推進

指導主事*の学校訪問により、教育全般にわたる教職員の指導力向上を図ります。

・教員の指導力向上の推進

教職員を対象とする研修会を開催し、各種の教育課題に関し必要な専門知識や技能の習得を促進します。

【指標】

「学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、新たな考え方に気づいたりすることができている」と答えた児童生徒の割合

令和6年度	令和11年度
(現状) 小 86.7%	(目標値) 93.3%
(現状) 中 87.7%	(目標値) 93.9%

(指標設定の理由)

新しい時代に求められる資質・能力を身につける必要があり、児童生徒が身につけた力を実感しながら学ぶことにより、更なる教育効果が得られるため、児童生徒の意識調査を指標として設定します。

(目標値設定の理由)

小学校では、1クラス(35人学級)当たり4から5人、中学校(40人学級)では、1クラス当たり5人、話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、新たな考え方に気づいたりすることができていないと感じている児童生徒がおり、できていないと感じている児童生徒の半減を目標値として設定します。

【施策の方向2-2】 想像力を育む読書活動の推進

主な取り組み

- ・学校図書館教育の推進

学校図書館の運営や活用の支援を行い、図書館教育の推進を図ります。また、学校図書館の機能を十分発揮できるよう、図書環境の充実を図ります。

【指標】

「読書が好き」と答えた児童生徒の割合

令和6年度	令和11年度
(現状)	(目標値)
81.8%	81.9%

(指標設定の理由)

読書が好きと答えた児童生徒の国語の正答率が高い傾向にあることから、児童生徒の意識調査を指標として設定します。

(目標値設定の理由)

令和元年度から令和5年度までの実績値の最高値（令和5年度：小85.4% 令和元年度：中74.6%）を基に算出した値を目標値と設定します。

【施策の方向2-3】 豊かな人間性を育む体験学習の充実

主な取り組み

- ・体験学習の充実に向けた支援

児童生徒の心豊かな人間性を育むため、自然や優れた芸術に触れたり、福祉に関わったりできるよう支援します。

- ・部活動への支援

部活動での様々な体験を通じ、自ら成長する力を育成するため、中学校の部活動の振興を図ります。

【指標】

各学校の体験学習の回数

令和6年度	令和11年度
(現状)	(目標値)
3.4回	5回

(指標設定の理由)

教育活動の中での児童生徒の実態把握のため、各学校の体験学習の回数を指標として設定します。

(目標値設定の理由)

文化芸術振興計画に基づき、各学校年間5回を目標値とします。

※文化芸術振興計画「第3期」付属資料P.54「市立小・中学校の文化芸術鑑賞・体験1校あたりの実施回数」

【施策の方向2－4】 本市の教育課題に対応した研究・研修の実施

主な取り組み

・教員の指導力向上の推進

教職員を対象とする研修会を開催し、各種の教育課題に関し必要な専門知識や技能の習得を促進します。

・教育に関する調査研究・研修の推進

今日的な教育課題の調査研究を行います。様々な教育課題及び専門教科に関する研修講座を開催します。

・社会性を育むための教職員の研究・研修

学校教育における人権・同和教育を推進し、教職員の人権意識を高めます。豊かな人間性と社会性及び対人関係能力を培い、人格的資質の向上を図ります。

【指標】

今日的な課題に対応した研修講座に参加した教職員の延べ人数

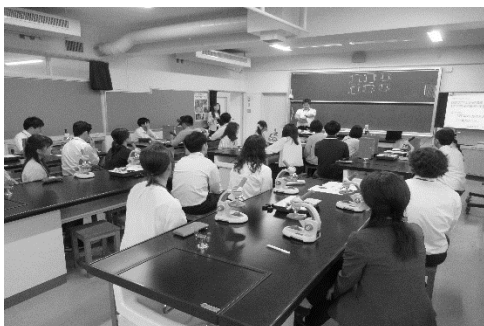
令和6年度	令和11年度
(現状)	(目標値)
1162人	1200人

(指標設定の理由)

今日的な課題に対応することのできる教職員を育成するためには、できるだけ多くの教職員が研修講座に参加する必要があるため、教職員の延べ人数を指標として設定します。

(目標値設定の理由)

教職員全員が、年間で1回は市が主催する今日的な課題に対応した研修講座に参加することが望ましいため、現時点での概算の教職員数を目標値として設定します。



【施策の方向2－5】 教育ICT環境の整備及び利活用の推進

主な取り組み

・教育の情報化の推進

ICT機器を活用した様々な授業実践に関する研修講座の開催や調査研究を行います。また、児童生徒の情報活用能力*の育成を図るため、授業における1人1台端末の活用を推進します。

・教育ネットワークの運用管理

小中学校等をインターネット網で結ぶ教育ネットワークシステムの保守管理を行います。また、校務支援システム及びIT資産管理システムの運用管理を行います。加えて校外等の学習でもネットワークが利用できるよう、モバイルWi-Fiルータ*を整備します。

・各学校への教育用コンピュータの整備

小中学校に設置した教育用コンピュータや電子黒板等の運用管理を行います。

【指標】

「ノートや教科書、本などと同じようにPCを活用している」と答えた児童生徒の割合

令和6年度	令和11年度
(現状) 小 89.9%	(目標値) 小 95.0%
(現状) 中 81.4%	(目標値) 中 90.0%

(指標設定の理由)

文部科学省が示した教育DX*に係る当面のKPI*に準じ、ほぼ全員の児童生徒が端末の利活用を行えるように指標を設定します。

(目標値設定の理由)

小学校では、1クラス(35人学級)当たり3から4人、中学校(40人学級)では、1クラス当たり6人、活用できていない児童生徒がおり、活用していない児童生徒の半減を目標値として設定します。

常時端末活用ができるための故障機整備率

令和6年度	令和11年度
(現状) 100%	(目標値) 100%

(指標設定の理由)

文部科学省が示した教育DX*に係る当面のKPI*に準じ、児童生徒の学習活動を止めない環境が維持できていることを測るために設定します。

(目標値設定の理由)

故障機について整備を行うことで、1人1台端末が維持できるため、100%を目標値として設定します。

基本目標3 安全安心な環境を整え、健康な心身を育みます

児童生徒が安全に安心して過ごせる環境を整えます。

児童生徒の健康な心身を育みます。

【施策の方向3-1】 健康な心身を育成する健康教育の推進**主な取り組み**

- ・ 児童生徒の健康管理の取り組みの推進

疾病の早期発見と予防、健康の保持増進を図ります。新入学児童の健康状態を把握し、健康面などで配慮の必要な児童の適切な就学を図ります。

- ・ 健康な心身の育成

教育活動全体を通じて、児童生徒が自分自身を肯定的に見つめられる学習活動や発達段階に応じた運動領域の実施を推進します。

【指標】

「自分には、よいところがあると思う」と答えた児童生徒の割合

令和6年度	令和11年度
(現状)	(目標値)
84.8%	92.4%

(指標設定の理由)

心が健康であることは自分自身を肯定的に見つめられることにつながるため、児童生徒の意識調査を指標として設定します。

(目標値設定の理由)

現状値を基に、自分のことを肯定的に捉えていない児童生徒の半減を目標値と設定します。

「運動やスポーツは、大切なものである」と答えた児童生徒の割合

令和6年度	令和11年度
(現状)	(目標値)
93.2%	96.6%

(指標設定の理由)

体を動かすことの楽しさや心地よさを感じ、運動やスポーツの大切さへの理解を進める必要があるため、児童生徒の意識調査を指標として設定します。

(目標値設定の理由)

現状値を基に、運動やスポーツの大切さを感じていない児童生徒の半減を目標値と設定します。

【施策の方向3－2】 健康な心身を育成する食育の推進

主な取り組み

- ・学校給食における食育の推進

学校給食をモデルとした食育を推進します。

- ・安全安心な学校給食の管理運営

学校給食共同調理場、単独調理校、受入校における衛生管理・調理業務や給食費の納付管理など、適正、円滑な学校給食の運営管理を推進します。

- ・安全安心な学校給食提供のための施設等の維持・管理

安全安心で、良質な学校給食を提供するために、施設を適切に管理し、計画的な改修を実施するとともに、調理機器等を整備し、更新します。

【指標】

「健康でいるために、食事をしっかりと取ることは、大切だと思う」と答えた児童生徒の割合

令和6年度	令和11年度
(現状)	(目標値)
99.3%	100%

(指標設定の理由)

健全な心身の育成のためには、全ての児童生徒が食事の大切さを理解する必要があるため、児童生徒の意識調査を指標として設定します。

(目標値設定の理由)

全ての児童生徒が食事の大切さを理解するため、100%を目標値として設定します。

小中学校給食で使用している県内産（市内産含む）の食材の割合（県内産（市内産含む）食材購入金額／総食材購入金額）

令和5年度※	令和11年度
(現状)	(目標値)
39.6%	39.6%

(指標設定の理由)

県でも指標として取り上げているものであり、経年比較・周辺市比較等が行えるため、指標として設定します。

(目標値設定の理由)

県の指標が、学校給食における県内産（市内産含む）を使用する割合（金額ベース）を「現状値から維持向上した市町村の割合」としていることから、現状維持を目標値とします。

※当該調査の結果は令和7年度に出るため、令和5年度を参考数値としています。

【施策の方向3-3】 安全安心で、落ち着いて学べる環境づくりの推進

主な取り組み

・安全安心な学校環境づくり

施設の老朽化による諸問題を解決するために、計画的な大規模改修を実施します。

また、良好な学習環境を確保するため、学校施設を適切に維持管理します。

加えて、児童生徒の安全を守るため、防災・防犯体制の整備の継続、学校安全計画等の見直しを進めます。

・大和市通学路交通安全プログラムに基づく合同点検の実施

小学校から提出された通学路合同点検依頼書の内容を精査し、推進会議による合同点検を実施します。

・学校の良好な環境衛生の維持

小中学校における良好な環境衛生の維持を図るため、飲料水、プール水の水質検査及び教室の空気等の検査を定期的の実施します。

【指標】

老朽化対策実施件数

令和6年度	令和11年度
(現状) 3件	(目標値) 3件

(指標設定の理由)

学校施設を適切に整備するため、老朽化対策の中でも建物の寿命に特に大きな影響を及ぼす「外壁工事」と、児童・生徒の学習環境に直接関係する「空調工事」の計画的な実施が必要なことから、指標として設定します。

(目標値設定の理由)

市内28の小中学校を適切に整備するために計画的に実施する必要がある、「外壁工事」と「空調工事」を合わせた工事件数を、毎年度の目標値として設定します。

【計画工事件数：28校÷20年×2（外壁+空調）=2.8→3件/年】

大和市交通安全プログラムに基づく合同点検の実施件数

令和6年度	令和11年度
(現状) 4件	(目標値) 5件

(指標設定の理由)

通学路の安全確保のため、通学路交通安全点検を実施していますが、より重要性の高い案件を教育関係者、道路管理者、交通管理者等で合同点検を実施していることから、指標として設定します。

(目標値設定の理由)

各関係者が現実的に合同点検や修繕等が対応可能な数であり、かつ児童生徒の安全を確保できるものとして目標値を設定します。

【施策の方向3－4】 教職員が働きやすい環境づくりの推進**主な取り組み**

・教職員の負担を軽減するシステムの導入

これまで校務支援システムや留守メッセージによる電話対応を導入してまいりました。令和6年度には、教育委員会や学校と各家庭の連絡ツール「すぐーる」を導入し、連絡の利便性の向上と教職員の負担軽減を図っており、今後も必要に応じ導入に向けた取り組みを行います。

・スクールサポートスタッフ*の任用

教職員が本来業務に専念でき、また業務の負担を軽減できるよう、スクールサポートスタッフ*を任用します。

・部活動の地域移行

中学校においては、部活動の指導が教職員の大きな負担となっていることから、地域でご協力いただける方の力をお借りし、部活動を地域へ移行することで、教職員の業務の負担軽減を図ります。

・給食費の徴収方法等の見直し

給食費の徴収等の事務は、教職員の大きな負担となっていることから、公会計化など徴収方法等の見直しを検討します。

・安全衛生委員会の実施

教職員の安全衛生の確保と労働環境の改善のため、安全衛生委員会を設置しています。職場巡視や学校衛生委員会、安全衛生推進委員会などを実施し、安全衛生の確保や労働環境の改善を図ります。

資料編

1. 語句説明一覧

語句	説明	ページ
あ行		
ウェルビーイング	OECDの国際報告書では、「生徒が幸福で充実した人生を送るために必要な、心理的、認知的、社会的、身体的な働きと潜在能力である」と定義している。身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。また、多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念。	1, 15
か行		
学力	学校教育法第30条第2項で定義されるもの。「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」と表されている。	1, 9, 15
キャリア教育	人が生涯で様々な役割を果たす過程で、自らの役割の価値や自分との関係を見いだしていく連なりや積み重ねが、「キャリア」とであるとされている。 一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育のこと。	8
教育DX(デジタルトランスフォーメーション)	ICTの浸透により、教育活動をあらゆる面でより良い方向に変化させること。例としては、デジタル化やデータ活用が挙げられる。	27
協働的な学び	探究的な学習や体験活動などを通じ、子ども同士で、あるいは地域の方々をはじめ多様な他者と協働しながら、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう必要な資質・能力を育成すること。	10
個別最適な学び	「指導の個別化」と「学習の個性化」を学習者視点から整理した概念。 「指導の個別化」とは、基礎的・基本的な知識・技能等を確実に習得させ、思考力・判断力・表現力等や、自ら学習を調整しながら粘り強く学習に取り組む態度等を育成するため、支援が必要な子どもへのより重点的な指導や効果的な指導を実現することや、特性や学習進度等に応じ、指導方法・教材等の柔軟な提供・設定を行うこと。	10

	「学習の個性化」とは、基礎的・基本的な知識・技能等や情報活用能力等の学習の基盤となる資質・能力等を土台として、子どもの興味・関心等に応じ、一人ひとりに応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供することにより、子どもが自身の学習が最適となるよう調整すること。	
さ行		
指導主事	教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門事項の指導に関する事務に従事する、教育委員会におかれる職。	24
情報活用能力	世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力。 具体的には、学習活動において必要に応じてコンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を得たり、情報を整理・比較したり、得られた情報を分かりやすく発信・伝達したり、必要に応じて保存・共有したりといったことができる力である。 また、このような学習活動を遂行する上で必要となる情報手段の基本的な操作の習得や、プログラミング的思考、情報モラル等に関する資質・能力等も含む。	10, 27
情報セキュリティ	情報セキュリティとは、大切な情報を、さまざまな脅威から守り、安全な状態を保つこと。 情報セキュリティ対策とは、私たちがインターネットやコンピュータを安心して使い続けられるように、大切な情報が外部に漏れたり、コンピュータウイルスに感染してデータが壊されたり、普段使っているサービスが急に使えなくなったりすることを防ぐために、必要な対策を指す。	10
情報モラル	情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度ととらえることができ、その内容としては、個人情報の保護、人権侵害、著作権等に対する対応、危険回避やネットワーク上のルール、マナーなどが一般に指摘されている。	10
スクールサポートスタッフ	学校教育法施行規則第65条7項に定められている教職員の負担軽減を図るために業務支援を行う職員。教員業務支援員とも言う。	31
全国学力・学習状況調査	全国の小学校6年生・中学校3年生を対象にした学力・学習状況調査。教科に関する調査（小学校6年生：国語・算数、中学校3年生：国語・数学、平	6, 8, 9 11,

	成24年度から理科を追加。平成31年度（令和元年度）から英語を追加）及び学習や生活に関する意識調査、学校による教育活動についての調査が行われている。3年ごとに小・中学校の理科、中学校の英語の教科調査も実施している。	
全国体力・運動能力、運動習慣等調査	全国的な子どもの体力の状況を把握・分析することにより、子どもの体力の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図るために、スポーツ庁が全国の小学校5年生、中学校2年生全員を対象に行っている調査。	11
た行		
超スマート社会（Society 5.0）	第5期科学技術基本計画において提唱された、狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会。サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会。	1
通級指導教室	小中学校の通常の学級に在籍している支援を必要とする児童生徒が、ほとんどの学習は在籍校で受けながら、週1回程度通って、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導を受ける教室。	22
特別支援教育	障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。	1, 7, 8, 9, 22
特別支援学級	小中学校等において障がいのある児童生徒に対し、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するために設置される学級。	8
は行		
働き方改革	働く人が、個々の事情に応じ多様な働き方を、自分で選択できる社会を実現するための改革。	5, 13
ビッグデータ	デジタル化の更なる進展やネットワークの高度化、また、スマートフォンやセンサー等IoT関連機器の小型化・低コスト化によるIoTの進展により、スマートフォン等を通じた位置情報や行動履歴、インターネットやテレビでの視聴・消費行動等に関する情報、また小型化したセンサー等から得られる膨大なデータ。	1
プレクラス	入学前の外国人の子どものための初期指導教室のこと。	8

ま行		
学びの多様化学校 (いわゆる不登校 特例校)	不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施することができる学校(文部科学大臣が学校教育法施行規則第56条に基づいて指定)。令和5年8月より名称変更。	7, 21
モバイルWi-Fi ルータ	持ち運びができる小型のインターネットに接続するための通信機器。モバイルルータとも呼ばれる。	27
G		
GIGAスクール 構想	1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークの一体的整備により、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境を実現する取り組み。 これまでの我が国の教育実践と最先端のICTのベストミックスを図ることにより、教師・児童生徒の力を最大限に引き出すことを目指している。	10
I		
ICT	情報通信技術(「Information and Communication Technology」の略)、情報や通信に関する技術の総称。	4, 10
IoT	Internet of Thingsの略。「モノのインターネット」と訳され、「あらゆるものがインターネットでつながること」を表す。	4
K		
KPI	Key Performance Indicatorsの略。目標を達成するための重要な業績評価の指標を意味する。目標に対する、到達の度合いを把握するために用いられる。	27
V		
VUCA	Volatility(変動性)、Uncertainty(不確実性)、Complexity(複雑性)、Ambiguity(曖昧性)の頭文字をとった言葉。「予測困難で不確実、複雑で曖昧な状態」を意味する。	1, 4

(参考資料)

文部科学省ホームページ(<https://www.mext.go.jp/>)

文部科学省「第4期教育振興基本計画」

文部科学省「(リーフレット)GIGAスクール構想の実現へ」

文部科学省「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)」(中教審第228号)

内閣府ホームページ(<https://www.cao.go.jp/>)

総務省「平成29年版 情報通信白書」

2. 大和市学校教育基本計画推進会議設置要領

（目的）

第1条 この要領は、大和市学校教育基本計画の策定及び進行管理（重点施策の推進に係る検討を含む。以下同じ。）を行う組織について、必要な事項を定めることを目的とする。

（名称）

第2条 この組織の名称は、大和市学校教育基本計画推進会議（以下「推進会議」という。）とする。

（推進会議）

第3条 推進会議は、大和市学校教育基本計画の策定及び進行管理を行う。

2 推進会議の構成員は次のとおりとする。

- （1） 教育長
- （2） 教育部長
- （3） 教育総務課長
- （4） 学校教育課長
- （5） 保健給食課長
- （6） 指導室長
- （7） 青少年相談室長

3 推進会議には議長及び副議長各1人を置き、議長には教育長を、副議長には教育部長をもって充てる。

（運営）

第4条 議長は、構成員を招集し、会議を開催する。

2 会議の運営にあたっては、議長が事務を総括する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、議長の職務を代理する。

（調査研究部会）

第5条 推進会議の所掌事項に関する研究検討のため、調査研究部会を置く。

2 調査研究部会の部会員は次のとおりとする。

- （1） 教育総務課政策調整係長
- （2） 教育総務課施設係長

- (3) 学校教育課学務係長
- (4) 保健給食課保健給食係長
- (5) 指導室指導係長
- (6) 指導室特別支援教育センター長
- (7) 青少年相談室青少年相談係長

3 調査研究部会は、部会員の互選により部会長を置く。

4 部会長は、部会の運営を総括する。

(意見聴取)

第6条 推進会議（調査研究部会を含む。）は、議長（調査研究部会においては部会長）が必要と認めるときは、構成員（調査研究部会においては部会員）以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

2 前項に定める意見聴取を行った場合、次に定める額の範囲内で謝礼を支払うことができる。

- (1) 大学教授等学識経験者 2万円
- (2) 前号以外の者 2千円

(事務局)

第7条 推進会議及び調査研究部会の事務局を教育部教育研究所に置く。

(その他必要事項)

第8条 この要領に定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年6月7日から施行する。

附 則（令和元年5月21日決裁）

この要領は、令和元年5月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

3. 大和市学校教育基本計画推進会議委員名簿

所属・職名	氏名	備考
教育長	柿本 隆夫 (～R6. 9. 30) 藤井 明 (R6. 10. 1～)	議長
教育部長	前田 剛司	副議長
教育総務課長	斉藤 信行	
学校教育課長	北島 知成	
保健給食課長	井関 高広 (～R6. 3. 31) 徳永 英和 (R6. 4. 1～)	
指導室長	壺井 克俊	
青少年相談室長	服部 剛	

4. 大和市教育目標

わたくしたち大和市民は、文化の香り高い、活力ある大和市づくりを目指している。そのためには、「人間尊重の精神」を基盤としなければならない。

その基盤の上に、自分をしっかりと持ち、他の人々と連帯できる創造性豊かな人間として自己を磨き伸ばしていくことが求められる。

心身ともに健康な人

自立心を持つ人

学び続ける意欲を持つ人

思いやりの心を持つ人

自然を大切にする人

愛情と信頼に結ばれた家庭づくりをする人

近隣の人たちと共に生きる人

豊かな文化をはぐくむ人

国際社会の一員として行動できる人

平成元年4月1日制定

大和市学校教育基本計画

令和7年3月 策定

発行 大和市教育委員会

〒242-8601 神奈川県大和市下鶴間
一丁目1番1号

電話 046-263-1111

<http://www.city.yamato.lg.jp/>

編集 教育研究所